報道提供資料
PRESS　RELEASE

令和７年９月３０日

八尾市における国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる「特区民泊」）について

本市では、平成２８年４月より大阪府を通じて国家戦略特別区域法第１３条に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（いわゆる「特区民泊」）の実施地域となり、平成３０年４月の中核市への移行に伴い、府からの事務移管を受け、引き続き「特区民泊」の実施地域の一つとなっています。

この度、制度開始から約１０年が経過し、他市において近隣住民とのトラブルの増加といった課題などが報道されている状況も鑑み、地域住民の生活環境や安全・安心の確保を最優先に、今後の「特区民泊」の在り方について、府下における他の実施地域の状況等も踏まえ検討を進めてまいりましたが、下記の通り、「特区民泊」事業の終了を前提として、大阪府を通じて、国と協議を進めることと致しました。

なお、制度変更にかかる経過措置として、既認定施設（令和７年８月３１日時点：６施設）については従前通りの運用を可能とする方向で検討することとし、今後は、国家戦略特区に関する区域会議（内閣府主催）での計画変更提案、承認に向け、国・大阪府等関係機関との調整を進めていく予定としております。

＜八尾市における「特区民泊」事業の今後の方向性＞

・「特区民泊」事業は終了（新規申請の全面停止）する。

・既存施設については経過措置として従前通りの運用形態を可能とする。

※事業の正式な終了日や認定申請の停止時期等については、国での承認後決定する。

【本件に関するお問い合わせ】
八尾市政策企画部政策推進課
住所：八尾市本町一丁目１番１号
電話：０７２－９２４－３８１６